

令和7年度 見附市国民健康保険事業経過報告

1 見附市の平均被保険者数

年度	被保険者
R6	6,562 人
R7(推計)※	6,249 人

※令和7年10月末までの被保険者数、世帯数をもとに推計

2 決算見込について（12月末時点での執行状況に基づいたもの）

（1）国保税（現年分）収納見込み

12月末時点での調定額に対し、収納率96.7%で令和7年度の収納見込みを計算しました。

収納見込額が予算額を大幅に上回る見込みとなりました（約9,700万円）。当初の予測以上に被保険者の所得が増加し、所得割が増加しました。

（単位：円）

項目	R7 予算額 ①	R7 収納見込額 ②	比較②－①
現年分（医療分）	304,789,000	370,001,276	65,212,276
現年分（支援分）	125,640,000	150,637,326	24,997,326
現年分（介護分）	39,290,000	45,655,938	6,365,938
計	469,719,000	566,294,540	96,575,540

（2）保険給付費

令和6年度よりも増加する見込みです。入院の療養給付費が特に増加傾向にあります。

（単位：円）

項目	R7 支出見込額	R6 決算額	比較
療養給付費	2,082,346,827	2,063,870,718	18,476,109
療養費	16,108,233	15,433,689	674,544
高額療養費	344,619,480	323,420,183	21,199,297
計	2,443,074,541	2,402,724,590	40,349,951
1人当たり給付費	390,954	339,691	51,263

※ 1人当たり給付費：療養給付費、療養費、高額療養費の合計を平均被保険者数で割り返した金額（令和7年度の平均被保険者数は推計値）

3 主な事業の実施状況について

(1) マイナ保険証登録率・利用率について

診療月	市登録率	市利用率	全国登録率	全国利用率
7月	77.38%	58.67%	データなし	38.11%
11月	78.66%	78.90%		50.41%

※ 登録率：被保険者数における、マイナ保険証登録者数の割合

※ 利用率：各医療保険者で受け付けた外来レセプト枚数における、マイナ保険証によるオンライン資格確認利用人数の割合

(2) 特定健診、人間ドック、脳ドックの受診状況について

① 特定健診

受診しやすい日程調整（特定健診）、継続的な受診周知、インターネットによる予約受付、未受診者への受診勧奨を実施した結果、令和6年度の受診率53.6%と高い受診率を維持することができました。

年度	対象者数	受診者数	受診率
R5	5,100人	2,792人	54.7% (20市中4位)
R6	4,783人	2,562人	53.6% (20市中6位)

※ 実施翌年度の12月に確定値が通知されるため、R7確定値の通知はR8年12月の予定です。

② 人間ドック、脳ドック受診者

年度	人間ドック	脳ドック
R4	197人	25人
R5	208人	35人
R6	233人	27人
R7 (1月末時点)	259人	31人

※ R7の人数は、これから受診する者（費用助成の事前申請済の者）を含みます。

子ども・子育て支援金制度について

1. 支援金制度の概要

- ・ 子ども・子育て政策の給付拡充を図るため、全世代・全経済主体から医療保険の保険料とあわせて子ども・子育て支援納付金を徴収し、児童手当の抜本的拡充などの事業の財源とする。
- ・ 徴収された子ども・子育て支援納付金は、子ども・子育て支援法に規定された、以下の対象事業の費用に充てられる（法に規定された以外には使うことができない）。

対象事業

- ①児童手当の抜本的な拡充（令和 6 年 10 月から）
所得制限を撤廃、高校生年代まで延長、第 3 子以降は 3 万円に増額
- ②妊婦のための支援給付（出産・子育て応援交付金）（令和 7 年 4 月から制度化）
妊娠・出産時に 10 万円の経済支援
- ③乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）（令和 8 年 4 月から給付化）
月一定時間までの枠内で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みの創設
- ④出生後休業支援給付（育休給付率の手取り 10 割相当の実現）（令和 7 年 4 月から）
子の出生後の一定期間に男女で育休を取得した場合に、育児休業給付とあわせて最大 28 日間手取り 10 割相当となるよう給付の創設
- ⑤育児時短就業給付（育児期の時短勤務の支援）（令和 7 年 4 月から）
2 歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の 10%を支給
- ⑥国民年金第 1 号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置（令和 8 年 10 月から）
自営業やフリーランス等の国民年金第 1 号被保険者について、その子が 1 歳になるまでの期間の国民年金保険料を免除

これらの事業による 0～18 歳までの間の平均的な給付拡充額は約 146 万円。現行の平均的な児童手当額約 206 万円とあわせると、約 352 万円となる。

2. 子ども・子育て支援納付金の賦課について

(1) 基本的事項

- ① 保険税率は保険者が設定する（令和 8 年度から令和 10 年度にかけて段階的に構築）。

【参考】子ども・子育て支援納付金に関する試算

子ども家庭庁 子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

(月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め)

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (2)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり	450円 (参考) 被保険者一人当たり	600円 (参考) 被保険者一人当たり	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

- ② 低所得者に対する軽減措置（7割、5割、2割）、賦課上限を設ける。
- ③ 子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る均等割額の10割軽減の措置を講じる。
→軽減した分は、一部を公費負担、残りを軽減対象となる子ども以外の18歳以上被保険者で按分する。

【参考】18歳未満の子どもに係る支援金の均等割額10割軽減の仕組み(イメージ図)



(2) 賦課方式について

賦課方式については、所得割、均等割、18歳以上被保険者均等割の2方式とする（新潟県の標準方式は2方式。県内他市町村も多くが2方式の予定）。

3. 今後のスケジュール

2月	2/12 運営協議会 周知広報（医療費通知にリーフレット同封、HP）
3月	3月議会に改正条例案を提出 周知広報（国保健康だより）
6月	周知広報（HP、広報見附）
7月	本算定 周知広報（納税通知書にリーフレット同封）

令和8年度 国保制度の主な変更点について

1. 国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ（施行日：4月1日）

- ① 保険税の基礎課税額(医療分)に係る賦課限度額を 67万円(現行66万円)に引き上げる。

【基礎課税額引上げによる影響世帯】※令和7年度本算定時の加入状況をもとに試算
影響を受けるのは**26世帯。約26万円**

- ② 子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額を 3万円とする(新規)。

2. 国民健康保険税の軽減対象となる所得の基準変更（低所得者に係る保険税軽減の拡充）（施行日：4月1日）

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保者数に乘すべき金額を 31万円(現行30.5万円)に引き上げる。

→ 世帯主と当該世帯に属する被保険者の所得金額の合計額が、
『43万円 + 被保者数 × 31万円』以下で軽減該当

- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保者数に乘すべき金額を 57万円(現行56万円)に引き上げる。

→ 世帯主と当該世帯に属する被保険者の所得金額の合計額が、
『43万円 + 被保者数 × 57万円』以下で軽減該当

【影響世帯】※令和7年度本算定時の加入状況をもとに試算
軽減対象世帯数は**20世帯増**。軽減増額は**約62万円**

3. 高額医療費制度における自己負担限度額の見直し（施行日：8月1日）

高額医療費制度における自己負担限度額を下線部のとおり引き上げる。

（1）70歳未満

所得区分	負担割合	現行	見直し後
区分ア	3割	252,600円 + (医療費－842,000円) × 1% 〈多数回該当：140,100円〉	<u>270,300円</u> + (医療費－ <u>901,000円</u>) × 1% 〈多数回該当：140,100円〉 <u>年間上限：1,680,000円</u>
区分イ		167,400円 + (医療費－558,000円) × 1% 〈多数回該当：93,000円〉	<u>179,100円</u> + (医療費－ <u>597,000円</u>) × 1% 〈多数回該当：93,000円〉 <u>年間上限：1,110,000円</u>
区分ウ		80,100円 + (医療費－267,000円) × 1% 〈多数回該当：44,400円〉	<u>85,800円</u> + (医療費－ <u>286,000円</u>) × 1% 〈多数回該当：44,400円〉 <u>年間上限：530,000円</u>
区分エ		57,600円 〈多数回該当：44,400円〉	<u>61,500円</u> 〈多数回該当：44,400円〉 <u>年間上限：530,000円（※）</u>
区分オ		35,400円 〈多数回該当：24,600円〉	<u>36,900円</u> 〈多数回該当：24,600円〉 <u>年間上限：290,000円</u>

（2）70歳以上

所得区分	負担割合	現行	見直し後
現役並み所得Ⅲ	3割	252,600円 + (医療費－842,000円) × 1% 〈多数回該当：140,100円〉	<u>270,300円</u> + (医療費－ <u>901,000円</u>) × 1% 〈多数回該当：140,100円〉 <u>年間上限：1,680,000円</u>
現役並み所得Ⅱ		167,400円 + (医療費－558,000円) × 1% 〈多数回該当：93,000円〉	<u>179,100円</u> + (医療費－ <u>597,000円</u>) × 1% 〈多数回該当：93,000円〉 <u>年間上限：1,110,000円</u>
現役並み所得Ⅰ		80,100円 + (医療費－267,000円) × 1% 〈多数回該当：44,400円〉	<u>85,800円</u> + (医療費－ <u>286,000円</u>) × 1% 〈多数回該当：44,400円〉 <u>年間上限：530,000円</u>

所得区分	負担割合	現行	見直し後
一般	2割	57,600 円 〈多数回該当：44,400 円〉 外来特例：18,000 円 外来年間上限：144,000 円	<u>61,500 円</u> 〈多数回該当：44,400 円〉 外来特例： <u>22,000 円</u> 外来年間上限： <u>216,000 円</u> 年間上限： <u>530,000 円 (※)</u>
低所得Ⅱ		24,600 円 外来特例：8,000 円	<u>25,700 円</u> 外来特例：11,000 円 外来年間上限： <u>96,000 円</u> 年間上限： <u>290,000 円</u>
低所得Ⅰ		15,000 円 外来特例：8,000 円	<u>15,700 円</u> 外来特例：8,000 円 年間上限： <u>180,000 円</u>

(※) 70歳未満の所得区分「エ」、70歳以上の所得区分「一般」で所得が約200万円までであることが確認できた者は、年間上限が41万円となり、上回った分は令和9年8月以降に償還払いされる。

【影響額】※令和7年11月診療状況をもとに1年分を試算

被保険者全体の負担増は**約825万円**

(償還払分:約346万円、現物給付分:約479万円)

年間上限に達する可能性が高いと推測される被保者数は全体で**68人**

令和 8 年度 国民健康保険税率について

1. 概要

- ・ 市町村は、新潟県から提示された県への納付金の金額をもとに税率を設定し、徴収した国保税などを用いて新潟県に事業納付金を納めています。
- ・ 令和 8 年度からは、資料 2 で説明した子ども・子育て支援納付金分(以下「子ども分」)が国保税に加わるため、子ども分の税率を新たに定めます。
- ・ また、税収の状況をふまえ、現在の税率の見直しも行います。

2. 県が提示した必要な税収の額

区分	提示額
医療分	364,805,890 円
後期支援分	169,843,809 円
介護分	48,039,414 円
子ども分	16,484,734 円
合計	599,173,847 円

3. 令和 8 年度税率について（年額）

区分	対象者	所得割	均等割 ※個人ごと	18 均等割 ^{*2} ※個人ごと	平等割 ※世帯ごと
医療分	被保険者全員	6.10% (▲1.00%)	22,200 円 (据置)		14,800 円 (▲1,500 円)
後期支援分		3.00%	9,100 円		6,600 円
介護分	40 歳～64 歳の被保険者	2.70%	14,700 円		
子ども分【新規】	被保険者全員	0.27%	1,400 円 ^{*1}	100 円	

^{*1} 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前までの子どもに係る均等割は 10 割軽減（軽減分は軽減対象以外の被保険者と公費で負担）。

^{*2} 正式名称は「18 歳以上被保険者均等割」。^{*1} の子ども以外の者が対象

※ 子ども・子育て支援納付金は令和 10 年度まで段階的に増額となるため、今後も毎年税率の見直しを行います。

4. 税率の試算について

以下の条件により試算を行いました。

- ① 被保険者数：5,900人（うち介護分対象者1,700人、18歳以上5,567人）。
→過去3年の被保険者数推移をもとに、令和8年度の平均被保険者数を推計
- ② 市民税務課から、令和8年は、令和7年よりも収入が増加する見込であるとの情報を得ているが、令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保証額10万円引上げを考慮し、所得伸び率は令和7年と同等とする。
- ③ 被保険者の公平性を考慮し、所得割：均等割：平等割の税収を＝50：35：15に近づけるように税率を設定する。

試算結果（改正税率で賦課した場合の収納見込額）

	収納見込額 ①	7・5・2割軽減 額(公費補填分) ②	合計額 (①+②) ③	県提示額 (必要額) ④	過不足額 ③-④
医療	309,233,736円	59,478,240円	368,711,976円	364,805,890円	461,837円
後期	141,347,880円	25,051,680円	166,399,560円	169,843,809円	
介護	41,427,262円	7,444,080円	48,871,342円	48,039,414円	831,928円
子ども	13,706,896円	2,760,413円	16,467,309円	16,484,734円	▲17,425円
合計	505,715,773円	94,734,413円	600,450,186円	599,173,847円	1,276,339円

※ 新税率により試算したところ、約130万円の過分が生じる結果となり、県提示額と比較し大きな過不足は生じない見込みです。

※ 所得、被保険者数が見込みを下回り賦課不足が生じた場合は、基金により補填を行います（基金残高：約3億5千万円）。

令和 8 年度保険税のモデルケース

① 40 歳代夫婦と未成年の子 1 人世帯の場合

世帯員の構成	所得	所得割の対象となる額 (所得－430,000 円)
世帯主 (45 歳)	給与所得 4,500,000 円	4,070,000 円
妻 (43 歳)	給与所得 300,000 円	0 円
子 (16 歳)	所得なし	0 円

■ 税額 (年額) の計算

区分		現行	改正後	増減	備考
医療分	所得割	288,970 円	248,270 円	▲ 40,700 円	7.1%→6.1%
	均等割	66,600 円	66,600 円	0	22,200 円 (据置)
	平等割	16,300 円	14,800 円	▲ 1,500 円	16,300 円→14,800 円
	合計①	371,800 円	329,600 円	▲ 42,200 円	※100 円未満切捨て
支援分	所得割	122,100 円	122,100 円	0	3.00% (据置)
	均等割	27,300 円	27,300 円	0	9,100 円 (据置)
	平等割	6,600 円	6,600 円	0	6,600 円 (据置)
	合計②	156,000 円	156,000 円	0	※100 円未満切捨て
介護分	所得割	109,890 円	109,890 円	0	2.70% (据置)
	均等割	29,400 円	29,400 円	0	14,700 円 (据置)
	合計③	139,200 円	139,200 円	0	※100 円未満切捨て
①～③の計		667,000 円	624,800 円	▲ 42,200 円	
子ども分	所得割		10,989 円	10,989 円	0.27%
	均等割		4,200 円 2,800 円* ¹	2,800 円	1,400 円 ※子の分は全額軽減
	18 歳均等割* ²		200 円	200 円	100 円
	合計④		13,900 円	13,900 円	※100 円未満切捨て
①～④の計		667,000 円	638,700 円	▲ 28,300 円	

*¹ 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日以前の子どもの均等割は全額軽減*² 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日以降の被保険者数 (2 人) に賦課

② 65歳以上の夫婦世帯（年金収入のみ）の場合

世帯員の構成	所得	所得割の対象となる額 (所得－430,000円)
世帯主（68歳）	雑所得（年金所得） 900,000円 ※年金収入 2,000,000円	470,000円
妻（65歳）	雑所得（年金所得） 0円 ※年金収入 800,000円	0円

※ 5割軽減該当世帯

■ 税額（年額）の計算

区分		現行	改正後	増減	備考
医療分	所得割	33,370円	28,670円	▲ 4,700円	7.1%→6.1%
	均等割	22,200円	22,200円	0	22,200円（据置） ※記載は5割軽減後の額
	平等割	8,150円	7,400円	▲ 750円	16,300円→14,800円 ※記載は5割軽減後の額
	合計①	63,700円	58,200円	▲ 5,500円	※100円未満切捨て
支援分	所得割	14,100円	14,100円	0	3.00%（据置）
	均等割	9,100円	9,100円	0	9,100円（据置） ※記載は5割軽減後の額
	平等割	3,300円	3,300円	0	6,600円（据置） ※記載は5割軽減後の額
	合計②	26,500円	26,500円	0	※100円未満切捨て
介護分	所得割				
	均等割				
	合計③				
①～③の計		90,200円	84,700円	▲ 5,500円	
子ども分	所得割		1,269円	1,269円	0.27%
	均等割		1,400円	1,400円	1,400円 ※記載は5割軽減後の額
	18歳均等割*1		100円	100円	100円 ※記載は5割軽減後の額
	合計④		2,700円	2,700円	※100円未満切捨て
①～④の計		90,200円	87,400円	▲ 2,800円	

*1 18歳に達する日以後最初の3月31日以降の被保険者数（2人）に賦課

令和8年度 見附市国民健康保険事業運営方針(案)

国民健康保険制度は、創設以来国民皆保険の基盤として市民の健康保持増進、福祉の向上に大きな役割を果たしています。

しかし、国保被保険者の年齢構成や医療費水準は、他の保険と比較して高く、加えて、所得水準が低いという構造的な課題も抱えており、財政運営面では一段と厳しさを増しています。

当市の国民健康保険では、令和7年12月末現在で全市世帯の27.5%にあたる4,218世帯が加入し、総人口の16.5%にあたる6,178人が被保険者となっており、加入世帯数、被保険者数ともに、減少傾向が続く一方で、1人当たり医療費は急速に進む高齢化や医療技術の高度化により今後も増加が見込まれます。

今後も、財政運営の責任主体である新潟県と市町村が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険税(料)率の決定、保険税(料)の賦課・徴収、保健事業等の事務を共通認識のもとで実施するとともに、事業の広域化や効率化を推進していくため、今年度の事業運営にあたっては、被保険者への安定的なサービス提供のために、次に掲げる各項目について事業を進めることとします。

1 財政安定化対策

現在は、県が示す国民健康保険事業費納付金を県へ納付する一方で、保険給付費の全額が保険給付費等交付金として県から交付される仕組みとなっています。

財政安定化のためには適正税率による課税が重要であり、このため税率改正については、県から示される納付金額と保険税収納額の試算を行ないながら毎年度実施することを原則として、改正の可否を検討することとします。

また令和8年度以降も、国保加入者数や所得の状況を考慮し、国県交付金の確保につとめるとともに、基金等を活用しながら適正な税率の設定に努めます。

2 保険税の収納対策

現状の収納率を維持するため次の収納対策を実施します。

- ① 滞納分析、財産調査、所在調査を行い、滞納者の実態を把握するとともにその結果に基づき悪質な滞納者に対しては滞納処分を行うなど適正な処理に努めます。
- ② 滞納額等から勘案して、納税折衝による完納が比較的容易と期待できる滞納者に対しては収納強化期間を設け、短期的かつ集中的な滞納整理を行います。
- ③ 口座振替による収納は、納期限内納付による収納率向上に寄与するため、一層の推進に努めます。
- ④ 納付書による納付については、金融機関やコンビニエンスストアの窓口の他、キャッシュレス決済での納付により被保険者の利便性を高めます。
- ⑤ 令和8年度 収納率数値目標

現年度分	：	97.6%	(令和6年度実績)	97.66%	令和7年度目標	96.7%
滞納繰越分	：	32.8%	(令和6年度実績)	42.87%	令和7年度目標	28.0%

3 適用の適正化対策

- ① 日本年金機構と連携を図り、国民年金第1号・第3号被保険者資格喪失一覧表を活用し、厚生年金等の資格を取得した者のうち国保と社会保険の保険資格が重複していると思われる者に対して異動手続きを促すものとします。
また、国民年金第2号被保険者資格喪失一覧表を活用し、会社等を退職し厚生年金等の資格を喪失した者に対して国保加入の手続きを促すものとします。
- ② 医療保険者等向け中間サーバに登録した資格情報をもとに作成される被用者保険等と国民健康保険が重複している者のリストを活用し、国民健康保険の資格喪失届が未提出であると見込まれる者に対し異動手続きを促し、指定日までに提出又は連絡がない場合には、職権により資格喪失処理を行います。
- ③ 国民健康保険税の適正賦課及び保険税の軽減適用の適正化を図るため、所得の未申告者に対する申告勧奨を積極的に行います。

4 医療費適正化の推進

- ① レセプト点検事務を効率的に行うため、専門事務職員を3人雇用し、毎月請求されるレセプトについて診療内容点検、資格、請求点数等の点検業務にあたります。
- ② レセプト点検事務の事後処理として再審査請求、過誤調整、不当利得等に伴う返還請求等を行います。
- ③ レセプト点検から重複受診者等を抽出し、同一疾病について複数の医療機関に受診している者や頻回受診者に対し保健師等による訪問指導を実施します。
- ④ 被保険者への健康に対する啓発や医療費に対する認識を深めてもらうため、国保連合会の共同事業により保険医療機関等で治療を受けた時の医療費を通知します。
- ⑤ 被保険者負担や国保財政負担の軽減の観点から国保連合会の共同事業によりジェネリック医薬品差額通知を年2回発送し、使用率90%を目標とします。

5 保健事業の推進

介護の要因や生活への支障、また医療費等の給付増大にも影響が大きい脳卒中や虚血性心疾患、慢性腎臓病（CKD）等を防ぐため、高血圧や糖尿病、メタボリックシンドローム等の基礎疾患の発症予防及び重症化予防を図り、高齢期を迎えても介護に至らず充実した生活を送ることができるよう次の取組を実施します。

- ① 第3期データヘルス計画に基づき保健担当部署と連携しながら効果的かつ効率的な保健事業を実施します。
- ② 特定健診は、受診者が健診結果から自分の体の状態を知り、生活習慣病のリスク保有状況とその将来予測、重症化しないための生活習慣の改善方法を知り選択する大切な機会です。
より多くの被保険者が特定健診を受診できるように、節目年齢（40・50・60歳）該当者の健診料金無料化や、効果的な受診勧奨による受診促進、またネット予約環境整備により申込の利便性を向上させる等の取組により受診率の向上を図ります。

また、健診結果から重症化リスクの高い対象者に対しては、受診勧奨や重症化予防

のための保健指導を実施し、受診者自身が体で起きていることを理解し、重症化リスクを下げる為に必要な生活習慣の改善等が図れるよう支援を行います。

- ③ 人間ドック、脳ドックの費用助成を行います。

名 称	対 象 者	助成割合	定員（予定）
人間ドック	30 歳以上	料金の 7 割以内	270 名
脳ドック	〃	〃	40 名

- ④ 保健委員と連携し、各地域コミュニティや老人会、学校など、地域で行う保健活動において、日常的な正しい医療・健康に関する情報を提供します（ポピュレーションアプローチ）。

6 広報活動の推進

- ① 国民健康保険税の納税通知書の送付（7月）に際し、以下の資料を同封し、制度の周知と健康意識の高揚を図ります。
- ・ 国保ガイド（国保制度周知用の小冊子）
 - ・ 税額の計算方法や納税に関するお知らせ、口座振替の推進などのチラシ
- ② 国保制度、国保税について、市広報、市ホームページへの情報掲載を行います。

7 会議等の予定

月	国民健康保険運営協議会関係	職 員 関 係
4 月		国保担当者会議（県） 国保連携会議財政関係検討部会（県）※以降毎月
5 月		国保初任者研修会（県）
6 月		国保担当者研修会（国保連合会）
7 月		
8 月	県運協連絡会 総会及び研修会 見附市国保運営協議会開催 令和 7 年度決算報告及び事業報告	
9 月		
10 月		
11 月		第三者行為担当者研修会（国保連合会）
12 月		
1 月		レセプト点検事務研修会（国保連合会）
2 月	見附市国保運営協議会開催 事業計画、令和 9 年度予算、保険税率について	
3 月		

令和8年度 見附市国民健康保険事業特別会計予算(案)

資料6【審議

(単位:円)

歳入		令和8年度 予算額	令和7年度 当初予算額	比較	前年度比
1	国民健康保険税	499,548,000	485,219,000	14,329,000	103.0%
2	医療分現年分	296,098,000	304,789,000	△ 8,691,000	97.1%
3	支援分現年分	137,800,000	125,640,000	12,160,000	109.7%
4	介護分現年分	38,980,000	39,290,000	△ 310,000	99.2%
5	子ども・子育て支援金分	13,370,000	—	13,370,000	皆増
6	医療分滞繰分	8,400,000	9,700,000	△ 1,300,000	86.6%
7	支援分滞繰分	3,400,000	4,000,000	△ 600,000	85.0%
8	介護分滞繰分	1,500,000	1,800,000	△ 300,000	83.3%
9	督促手数料	400,000	400,000	0	100.0%
10	国庫支出金	10,000	110,000	△ 100,000	9.1%
11	災害臨時特例補助金	10,000	100,000	△ 90,000	10.0%
12	システム改修費等補助金	0	10,000	△ 10,000	0.0%
13	県補助金	2,553,156,000	2,513,711,000	39,445,000	101.6%
14	普通交付金	2,505,450,000	2,459,400,000	46,050,000	101.9%
15	保険者努力支援	16,411,000	16,927,000	△ 516,000	97.0%
16	特別調整交付金分	12,400,000	12,800,000	△ 400,000	96.9%
17	県繰入2号	5,895,000	10,584,000	△ 4,689,000	55.7%
18	特定健康診査等負担金	13,000,000	14,000,000	△ 1,000,000	92.9%
19	財政安定化基金交付金	10,000	10,000	0	100.0%
20	財産収入	2,140,000	389,000	1,751,000	550.1%
21	一般会計繰入金	310,600,000	326,000,000	△ 15,400,000	95.3%
22	基盤安定(軽減分)	107,000,000	114,500,000	△ 7,500,000	93.4%
23	基盤安定(保険者支援分)	68,500,000	64,500,000	4,000,000	106.2%
24	職員給与費等	81,900,000	85,600,000	△ 3,700,000	95.7%
25	出産育児一時金	0	3,000,000	△ 3,000,000	0.0%
26	財政安定化支援事業繰入	52,100,000	57,300,000	△ 5,200,000	90.9%
27	未就学児均等割保険料繰入金	1,000,000	1,000,000	0	100.0%
28	産前産後保険料繰入金	100,000	100,000	0	100.0%
29	基金繰入金	1,000	1,000	0	100.0%
30	繰越金	4,000,000	4,000,000	0	100.0%
31	諸収入	10,135,000	10,160,000	△ 25,000	99.8%
32	歳入合計A	3,380,000,000	3,340,000,000	40,000,000	101.2%

(単位:円)

	歳 出	令和8年度 予算額	令和7年度 当初予算額	比較	前年度比
33	総 務 費	82,858,000	85,877,000	△ 3,019,000	96.5%
34	保 険 給 付 費	2,513,452,000	2,467,402,000	46,050,000	101.9%
35	療養諸費	2,496,450,000	2,449,950,000	46,500,000	101.9%
36	療養給付費	2,120,000,000	2,120,000,000	0	100.0%
37	療養費	16,000,000	16,000,000	0	100.0%
38	高額療養費	360,000,000	313,450,000	46,550,000	114.9%
39	高額介護合算	400,000	500,000	△ 100,000	80.0%
40	移送費	50,000	50,000	0	100.0%
41	審査支払手数料	9,000,000	9,400,000	△ 400,000	95.7%
42	出産育児一時金	4,502,000	4,502,000	0	100.0%
43	葬 祭 費	3,500,000	3,500,000	0	100.0%
44	国保事業納付金	724,515,000	727,933,000	△ 3,418,000	99.5%
45	保 健 事 業 費	52,395,000	53,602,000	△ 1,207,000	97.7%
46	特定健康診査等	29,007,000	30,273,000	△ 1,266,000	95.8%
47	国保普及事業	12,551,000	12,639,000	△ 88,000	99.3%
48	国保ヘルスアップ事業	10,837,000	10,690,000	147,000	101.4%
49	基 金 積 立 金	2,140,000	389,000	1,751,000	550.1%
50	諸 支 出 金	4,210,000	4,210,000	0	100.0%
51	予 備 費	430,000	587,000	△ 157,000	73.3%
52	歳 出 合 計 B	3,380,000,000	3,340,000,000	40,000,000	101.2%